

- ☑ 水銀関連で廃掃法施行令及び施行規則の一部が改正施行
- ☑ 国連生物多様性の10年日本委員会 (UNDB-J) 認定連携事業 (第11弾) が発表



資源循環 TOPICS

水銀含有廃棄物に関して廃掃法の施行令及び施行規則の一部が改正、平成29年10月1日に施行されました～排出者として注意すべきポイントとは～

2017年8月の「水銀に関する水俣条約」発効を受けて、水銀含有廃棄物に関して廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令及び施行規則が改正され、平成29年10月1日にその一部が施行されました。

そこで、今回は特に食品関連事業者の皆様が排出事業者として、この改正を受けて注意・対応すべきポイントについて整理しました。

① 新たな廃棄物区分として「水銀使用製品産業廃棄物」を設定

水銀使用製品が産業廃棄物となった場合「水銀使用製品産業廃棄物」と定義し、通常の産廃よりも厳しい処理基準が課されます。

<多くの事業者から排出されることが想定されるもの>

・蛍光灯 ・水銀使用電池 ・水銀温度計/気圧計/湿度計 など

② 水銀使用製品産業廃棄物に関する必要な措置の追加

水銀使用製品産業廃棄物の扱いについては、通常の廃棄物処理基準に加え、新たな措置が必要となります。

<排出者として主に必要な「新たな措置」>

- 保管：他の廃棄物と混合しないよう仕切りを設けるなど必要な措置を講じ、保管場所の掲示板に「保管する産業廃棄物の種類」として「水銀使用製品産業廃棄物」と記載
- 処理委託①：委託先の業の許可の廃棄物の種類に「水銀使用製品産業廃棄物」が含まれることを確認（許可証の更新時期は自治体により異なるので、委託先業者への確認が必要です）
- 処理委託②：次回契約書変更時、委託する廃棄物の種類に「水銀使用製品産業廃棄物」を追加（直ちに変更する必要はありません）
- マニフェスト：産業廃棄物の種類欄に「水銀使用製品産業廃棄物」が含まれることとその数量を明記したマニフェストを発行

この件に関する詳しい情報については、環境省のホームページに掲載されていますので、下記リンクから参照ください。

<http://www.env.go.jp/recycle/waste/mercury-disposal/>

国連生物多様性の10年日本委員会（UNDB-J）認定連携事業（第11弾）が発表されました

国連生物多様性の10年日本委員会（UNDB-J）では、生物多様性の保全に資する活動が各セクターで連携して行われることを促進するため、推奨する連携事業を認定しており、去る9月5日、第11弾として認定された9の連携事業について、発表がありました。

「国連生物多様性の10年日本委員会」（UNDB-J）について

2010年に名古屋で開催された「生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）」において、生物多様性保全のための新たな世界目標である「愛知目標」が採択されました。

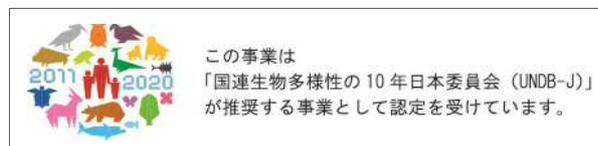
生物多様性を保全するには、単にその場の自然環境を守るだけでなく、生物多様性の恩恵を受ける社会全体で生物多様性の価値を理解し、守る行動をしていく必要があります。その達成に貢献するため、国際社会のあらゆるセクターが連携して取り組むこととされています。

「愛知目標」の達成を目指し、国、地方公共団体、事業者、国民および民間の団体など、国内のあらゆるセクターの参画と連携を促進し、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する取り組みを推進するため、2011年に設立されたのが、「国連生物多様性の10年日本委員会」（UNDB-J）です。

国内各地で生物多様性保全活動を行う団体・企業・行政・機関などへの情報・交流の機会などを提供し、各活動の連携を促進しています。また、連携事業の認定や推薦図書等の選定、イベント開催、生物多様性主流化推進チームによる広報・主流化、普及啓発ツールの紹介などを行っています。

認定された連携事業について

認定された連携事業については、UNDB-Jのウェブサイト、生物多様性全国ミーティング、生物多様性地域セミナー等において紹介されるなど、積極的な広報が実施されます。またUNDB-Jのロゴマークの近くに補足表示を行うことにより、ロゴマークを使用することが認められます。



このロゴマークは、『日本のいきもの』の折り紙を楕円形に、その中央に人類と国連生物多様性の10年の期間を配置することで、日本を起点に人といきものつながりを維持、回復させ、自然と共生する世界の実現を目指す想いを表現しています。

SEFの森林再生事業が、第11弾の連携事業として認定を受けました。詳しくは下記UNDB-J認定連携事業の紹介ページを参照ください。

<http://undb.jp/authorization/4190/>

ゼロエミッション研究会 第4回勉強会を9月21日（木）に開催しました

SEFでは、排出事業者の立場から廃棄物・資源循環の課題に“本気”で向き合い、解決への道筋を導き出す場として、「ゼロエミッション研究会」を立ち上げ、6月から毎月1回勉強会を開催しています。

9月21日に開催した第4回勉強会では、大手廃棄物管理コンサルティング会社の役員として新規事業開発に携われ、現在では中堅企業のマーケティング・ブランディングを手掛ける株式会社4510 デザイン事務所代表取締役社長の藤原仁志氏を講師に迎えました。

前半の講演では、これまでの3回において話題の中心であったリスク・コンプライアンスといった実務的な内容からは少し視点を変え、「廃棄物リスクをビジネスチャンスに変える創意と工夫」というテーマで講演いただきました。

キーワードとして、アメリカの写真家であるユージン・スミスが水俣病の取材の際に残した「法律さえ守れば、社会的責任を果たしているという倫理観が「公害」を引き起こすのである」という言葉を取り上げ、国内の飲料メーカーによる地域の若者への環境教育の取組事例、またスウェーデンのスーパーマーケットにおける先進的な取組事例を紹介頂き、廃棄物管理の実務において新たな視点を持つことの重要性が投げかけられました。



そして後半のワークショップでは、SEF 志岐理事がファシリテーターを務め、前半の講演内容を振り返りながら、

- ◆ 課題解決に向けた社内全体への環境意識啓発の重要性
 - ◆ 「リスクをチャンスに」の観点で、既成概念に捉われず柔軟な発想を
 - ◆ 廃棄物コストは社会全体の問題～コスト負担構造の見直しが必要
- といった内容について、藤原氏や参加者11名との議論が交わされました。

今回ご参加頂いた皆様からは、「自社内の廃棄物管理への取り組みをポジティブに持っていくための情報として参考になった」「タイトルだけでは内容のイメージが出来なかったが、原点に戻るという意味で有意義だった」「発想の転換の大切さを感じ、少し元気が出た」といった意見を頂きました。

ゼロエミッション研究会 第5回勉強会は10月17日（火）開催予定です

このゼロエミッション研究会では、各回とも廃棄物・資源循環に関する専門家を講師に招き、最新の情報やノウハウを学ぶことができるほか、ワークショップを通じて排出事業者としてこれからの廃棄物管理・資源循環にどう主体的に取り組んでいくかを共に考える機会を提供してまいります。第5回勉強会は下記の概要にて開催予定です。新たに年間受講を申込み頂いた方には、過去開催分の映像と資料をご用意しておりますので、ぜひお得な年間受講をご検討ください。

ゼロエミッション研究会 第5回勉強会 開催概要

日程

平成29年10月17日（火）

15:00～18:00（受付14:30～）

プログラム

15:00～16:30 講演

再生利用事業者の最新事情～資源循環パートナーの賢い選択方法～

講師：株式会社日本フードエコロジーセンター 代表取締役社長 高橋巧一 氏

16:30～18:00 ワークショップ

～排出者責任強化の理由と今後の対応～

ファシリテーター：株式会社ガイアドリーム代表取締役 志岐秀明 氏

会場

トレジャーリンク会議室 東京都中央区京橋 2-6-16 エターナルビル 3F

<アクセス> 【銀座線】京橋駅 6番出口徒歩 1分

【浅草線】宝町駅 A6 出口徒歩 2分

【有楽町線】銀座一丁目駅 7番出口徒歩 5分

対象者・定員

対象者：企業の環境・総務部門担当者

定員：20名（先着順）

参加費

【年間受講料】一般：80,000円 会員・SEF-Netユーザー：50,000円

【1回受講料】一般：10,000円 会員・SEF-Netユーザー：6,000円

※年間受講料は、参加回数に応じた割引制度を設けています。

お申込み

お申込みはお電話・FAX・メール・ホームページ、いずれでも承ります。御社名、お名前、ご連絡先を事務局までご連絡ください。

<http://save-earth.or.jp/archives/4699>

皆様のご参加をお待ちしております。

日向の森（千葉県山武市）

9月23日（土）『秋の森を楽しもう！親子で森林体験 in 日向の森』を開催しました

今年春に1回目を開催した山武市日向の森での親子森林体験イベント、今回も山武市役所のご協力により、市内の小学校等にチラシを配布頂いたところ、定員を大きく上回る約60名のお申込みを頂きました。

あいにくイベント前日から雨が降り続き、残念ながら悪天候によるキャンセルがあったものの、集合時には雨は上がり、約40名の参加者にお集まりいただきました。



開会式のあと、2班に分かれて森歩きと山仕事体験をスタートしました。森歩きは株式会社Biotop Guildのガイドスタッフに担当いただき、「見る」「聞く」「触れる」「嗅ぐ」といった感覚をフル活用した自然観察を楽しんでいただきました。

山仕事体験は千葉県森林組合のスタッフに担当いただき、大迫力の間伐体験とのこぎりでの丸太切り体験を楽しんでいただきました。



森歩きと山仕事体験のあとは、広場に集まってクラフト体験と窯焼きピザの軽食を楽しみました。

クラフトは自然素材のみを使用し、接着剤もごはんを練って作る「ごはんのり」を使って、思い思いの作品を制作。素敵なお土産ができました。

窯焼きピザは地元のNPO法人元気森守隊のスタッフに薪を使うピザ窯を持参いただき、焼き立てのピザを自然の中でお召し上がりいただきました。

参加者からは「なかなか森に入る機会がないので、子どもたちにとって良い経験となった」「森の保全活動のお手伝いもしてみたいと思った」といったご意見を頂くことができました。

次回は翌年3月21日に開催予定です。概要が決定しだいホームページ等でご案内してまいりますので、ぜひご期待ください！

東御の森（長野県東御市） 高校1年生の森林林業体験学習プログラムを実施しました

郁文館夢学園様（東京都文京区）の森林林業体験学習プログラム。9月は、グローバル高等学校1年生のプログラムをコーディネートしました。今回のテーマは里山の保全です。キハダ林の整備作業では伐倒した樹木の皮剥き作業をおこない、生活の中で生薬や染料の材料として使われてきた山吹色の樹皮部分を観察しました。

河畔コースの散策では、森内を流れる所沢川が、湯の丸高原の大分水嶺からはじまり日本海にまでつながる信濃川水系の一级河川であること、森内に残されている東御市文化財など近隣の歴史も学びました。

前日の事前レクチャーでは、SDGs（持続可能な開発目標）の中で森林の保全が重要な位置づけにあることも、トピックスとしてとりあげました。

このプログラムは『森から学ぶ』を全体テーマとし、森での体験活動から「持続可能な森づくり」「循環型社会」「生物多様性」について、学び、考えることが目的です。



東御の森で「自然環境を学ぶ講座」と「森林環境イベント」を開催します！（長野県東御市）

「東御の森」では10月21日（土）に「東御の森から、自然環境を学ぶ講座」を、11月5日（日）に森林環境イベント「第4回 東御の森市民の集い」を開催します。詳細は下記ご参照のうえ、ふるってご参加下さい。

東御の森から、自然環境を学ぶ講座

- 日時 10月21日（土）10:00～12:00（受付9:30～）
- 集合場所 「東御の森」中部電力塩沢第二発電所前広場
- 定員 10名（先着順）※10月18日締切
- 内容 自然環境調査員と共に、森内の散策をします。
植物や樹木、野鳥の観察をします。
- 申込方法など、詳しくは下記リンクからチラシを参照ください。

<https://goo.gl/gZ313Z>

※この講座は(公社)国土緑化推進機構「緑と水の森林ファンド」交付金による助成事業です。

森林環境イベント「第4回 東御の森市民の集い」

- 日時 11月5日（日）10:00～13:00（受付9:30～）
- 集合場所 郁文館奈良原研修センター「志高館」
- 定員 80名（先着順）※10月16日受付開始
- 内容 「東御の森」での森あそび、森歩き、信州ジビエ汁の炊き出し。お子様から大人の方まで幅広く森に親しんでいただけるイベントです。

- 申込方法など、詳しくは下記リンクからHPを参照ください。

<https://goo.gl/3V6Mvf>

10月・11月 森林保全活動のお知らせ ★★★★ボランティアさん募集中！★★★★



SEFでは、各地域での森林保全活動をお手伝い頂けるボランティアさんを募集しています。千葉県山武市では原則として毎月第2・第4土曜日（東京駅から送迎いたします！）に定例活動を行っているほか、兵庫県丹波市、大分県臼杵市でも定期的に実施しています。直近の活動は下記を予定していますので、ぜひご参加下さい。

<10月・11月の活動予定>

- 千葉県山武市
10月…7日（土）、21日（土） 11月…11日（土）、25日（土）
- 兵庫県丹波市 10月29日（土） 11月…開催予定はありません
- 大分県臼杵市 11月18日（土）

※日程は変更となる可能性があります。最新の情報はホームページを参照ください。
ホームページはコチラをクリック…<https://qoo.qi/uEt3CZ>



企業・団体向け森林体験プログラム 「森活」のご案内

SEFでは、企業や団体の皆様向けに「森活」をご提案しています。“森”での“活”動を通して、社会貢献活動の一環としての取組みに、またチームの関係性の基盤づくりや強化に、さらにはリラックス・リフレッシュのための福利厚生など、様々な効果につなげることができると考えています。皆様のご要望に応じたメニューをご提案いたしますので、まずはお気軽に事務局までお問い合わせください。

「森活」ってどんなことをするの？

季節に応じて、様々なプログラムをご用意しています。



植樹



下草刈り



間伐



ツル切り・枝打ち